

# 公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン 2025 年度 臨時理事会

日 時 : 2025 年 12 月 24 日(水)

場 所 : 書面開催

次 第

決議事項1 残余財産の活用方針(案)策定の件

決議事項2 事務局組織規程の一部改正の件

決議事項3 社員総会開催の件

報告事項1 大阪ヘルスケアパビリオンのハードレガシー継承の取組みの件



# 2025 年度 臨時理事会

## 会 議 資 料

2025年12月24日

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

## 決議事項1

残余財産の活用方針(案)策定の件

## 残余財産の活用方針(案) 策定の件

定款第 47 条の規定により、この法人が清算時に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人が所在する地方公共団体に贈与することとなります。

大阪・関西万博が閉幕し、2026 年度に法人の解散が予定されていることから、清算時に有する残余財産について、その活用方針(案)を策定し、2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会へ意見照会を行います。

### 1 活用方針(案)

残余財産の原資は、大阪ヘルスケアパビリオンの出展にご賛同いただき協賛されたものであることから、後世に向けたレガシーとして、大阪ヘルスケアパビリオン出展の意義・目的に沿い、パビリオンでの取組みの更なる進展に資する事業に活用されたい。

なお、活用方針(案)は、2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会の賛同を得たうえで、成案とします。

参考：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン定款（抜粋）  
(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人が所在する地方公共団体に贈与するものとする。

## **決議事項2**

**事務局組織規程の一部改正の件**

## 事務局組織規程の一部改正の件

定款第 31 条及び理事会運営規程第 10 条の規定に基づき、事務局組織規程を一部改正することについて、お諮りします。

参考:公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン定款（抜粋）

（権限）

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

（4） 規則の制定

参考:理事会運営規程（抜粋）

（決議事項）

第10条 次の事項は理事会の決議を経なければならない。

三 組織及び人事に関する事項

## 事務局組織規程の一部改正の件

事務局組織規程（令和7年4月1日施行）の一部を次のように改める。

改正案		現行																																
(職制)		(職制)																																
第4条 前条第1項に規定する職員の職は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。		第4条 前条第1項に規定する職員の職は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長</td><td>法人事務局の局務を掌る。</td></tr> <tr> <td>事務局次長</td><td>法人事務局の局務を掌り、事務局長を補佐する。</td></tr> <tr> <td>課長</td><td>上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。</td></tr> <tr> <td>課長代理</td><td>上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。</td></tr> <tr> <td>係長</td><td>上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。</td></tr> <tr> <td>係員</td><td>上司の命を受け、担任業務を処理する。</td></tr> </tbody> </table>		職名	職務	事務局長	法人事務局の局務を掌る。	事務局次長	法人事務局の局務を掌り、事務局長を補佐する。	課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。	課長代理	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。	係長	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。	係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館長</td><td>大阪パビリオンの責任者としてその運営全般を掌る。</td></tr> <tr> <td>副館長</td><td>大阪パビリオンの運営全般を掌り、館長を補佐するとともに、館長に事故あるときは、これを代理する。</td></tr> <tr> <td>事務局長</td><td>法人事務局の局務を掌る。</td></tr> <tr> <td>事務局次長</td><td>法人事務局の局務を掌り、事務局長を補佐する。</td></tr> <tr> <td>課長</td><td>上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。</td></tr> <tr> <td>課長代理</td><td>上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。</td></tr> <tr> <td>係長</td><td>上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。</td></tr> <tr> <td>係員</td><td>上司の命を受け、担任業務を処理する。</td></tr> </tbody> </table>	職名	職務	館長	大阪パビリオンの責任者としてその運営全般を掌る。	副館長	大阪パビリオンの運営全般を掌り、館長を補佐するとともに、館長に事故あるときは、これを代理する。	事務局長	法人事務局の局務を掌る。	事務局次長	法人事務局の局務を掌り、事務局長を補佐する。	課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。	課長代理	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。	係長	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。	係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。
職名	職務																																	
事務局長	法人事務局の局務を掌る。																																	
事務局次長	法人事務局の局務を掌り、事務局長を補佐する。																																	
課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。																																	
課長代理	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。																																	
係長	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。																																	
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。																																	
職名	職務																																	
館長	大阪パビリオンの責任者としてその運営全般を掌る。																																	
副館長	大阪パビリオンの運営全般を掌り、館長を補佐するとともに、館長に事故あるときは、これを代理する。																																	
事務局長	法人事務局の局務を掌る。																																	
事務局次長	法人事務局の局務を掌り、事務局長を補佐する。																																	
課長	上司の命を受け、課の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。																																	
課長代理	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。																																	
係長	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。																																	
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。																																	
2 事務局長は常務理事をもって充てる。		2 館長は副代表理事をもって充てる。																																
3 前条第2項に規定する職員の職は別に定める。		3 事務局長は常務理事をもって充てる。																																
(本部事務所の組織)		4 前条第2項に規定する職員の職は別に定める。																																
第5条 事務局長は、事務局長が直轄する補佐機関を置くことができる。		(本部事務所の組織)																																
2 事務局に次表のとおりグループを置く。		第5条 事務局長は、事務局長が直轄する補佐機関を置くことができる。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整グループ</td><td rowspan="3">大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階</td></tr> <tr> <td>運営・接遇グループ</td></tr> <tr> <td>展示調整グループ</td></tr> </tbody> </table>		名称	位置	総務調整グループ	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階	運営・接遇グループ	展示調整グループ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整グループ</td><td rowspan="3">大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階 大阪市此花区夢洲中1丁目地先 大阪ヘルスケアパビリオン</td></tr> <tr> <td>運営・接遇グループ</td></tr> <tr> <td>展示調整グループ</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	総務調整グループ	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階 大阪市此花区夢洲中1丁目地先 大阪ヘルスケアパビリオン	運営・接遇グループ	展示調整グループ																				
名称	位置																																	
総務調整グループ	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階																																	
運営・接遇グループ																																		
展示調整グループ																																		
名称	位置																																	
総務調整グループ	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟北館4階 大阪市此花区夢洲中1丁目地先 大阪ヘルスケアパビリオン																																	
運営・接遇グループ																																		
展示調整グループ																																		

### 附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

## **決議事項3**

**社員総会の開催の件**

## 社員総会の開催の件

定款第14条第1項の規定により、社員総会を下記のとおり開催します。

1. 日 程 2025年12月24日(水)

2. 場 所 書面開催

3. 内 容 決議事項1 業務執行理事の勤務形態変更の件

決議事項2 役員の報酬並びに費用に関する規程の  
一部改正の件

報告事項1 残余財産の活用方針の件

参考:公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン定款 (抜粋)

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき第21条第2項  
及び第3項に規定する代表理事(以下「代表理事」という。)が招集する。ただし、代表理事に事  
故あるとき又は代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定められた順位により理事が  
これに当たる。

## **報告事項 1**

**大阪ヘルスケアパビリオンのハードレガ  
シー継承の取組みの件**

## 大阪ヘルスケアパビリオンの ハードレガシー継承の取組みについて

2025年12月19日に、大阪府・大阪市において、大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集の実施について(予告)が公表されましたので、ご報告します。

## 大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集の実施について（予告）

大阪府・大阪市では、夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 に位置付ける「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン」（此花区夢洲中一丁目1番50）において、次のとおり、二段階審査方式（公募型プロポーザル）による開発事業者募集を予定しています。

物件及び募集内容の詳細については、今後、公表する実施要領等をご確認ください。

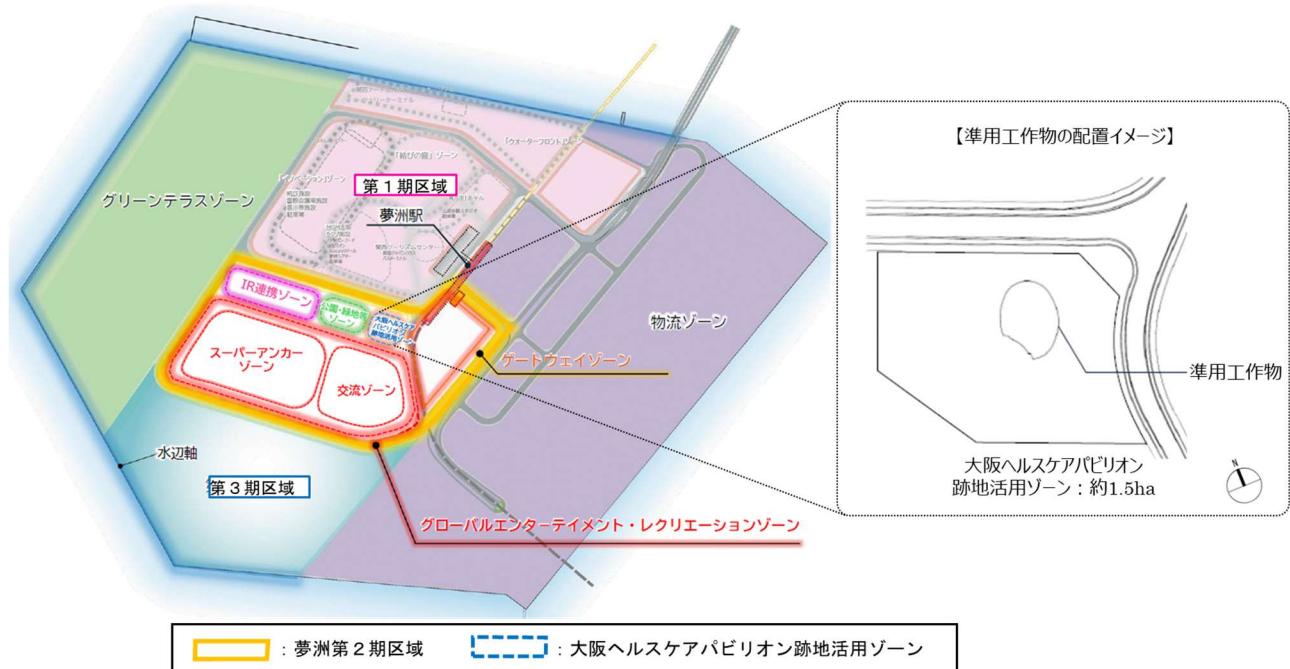
なお、本募集については、今後予告なしに中止・条件の変更等を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■実施要領の公表（予定）

令和8（2026）年1月頃

### ■売却予定物件の概要

【位置図（夢洲第2期区域マスタープラン Ver.2.0 より引用）】

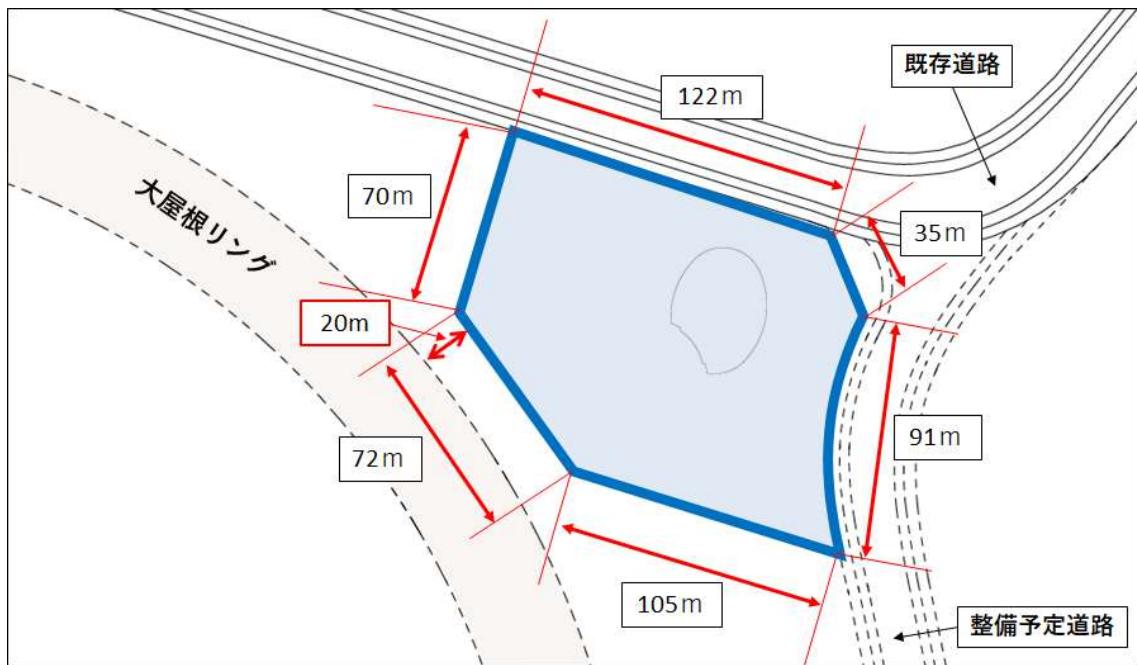


#### ①売却対象土地

- 所在地：此花区夢洲中一丁目1番50
- 所有者：大阪市（大阪港湾局）
- 現況：大阪・関西万博会場跡地
  - ・ 対象土地は大阪・関西万博の撤去工事中であり、更地とする予定  
(大阪ヘルスケアパビリオンの一部（準用工作物）等の残置物を除く)
  - ・ 引き渡しは令和9（2027）年4月1日を予定
- 面積：15,181.67 m<sup>2</sup>

- 都市計画等による制限

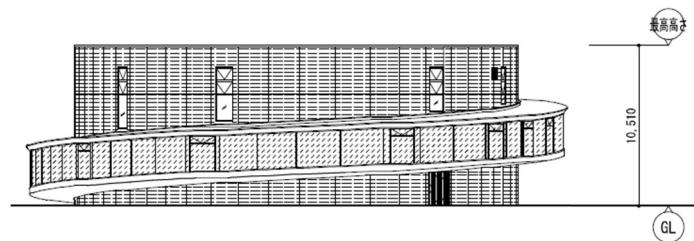
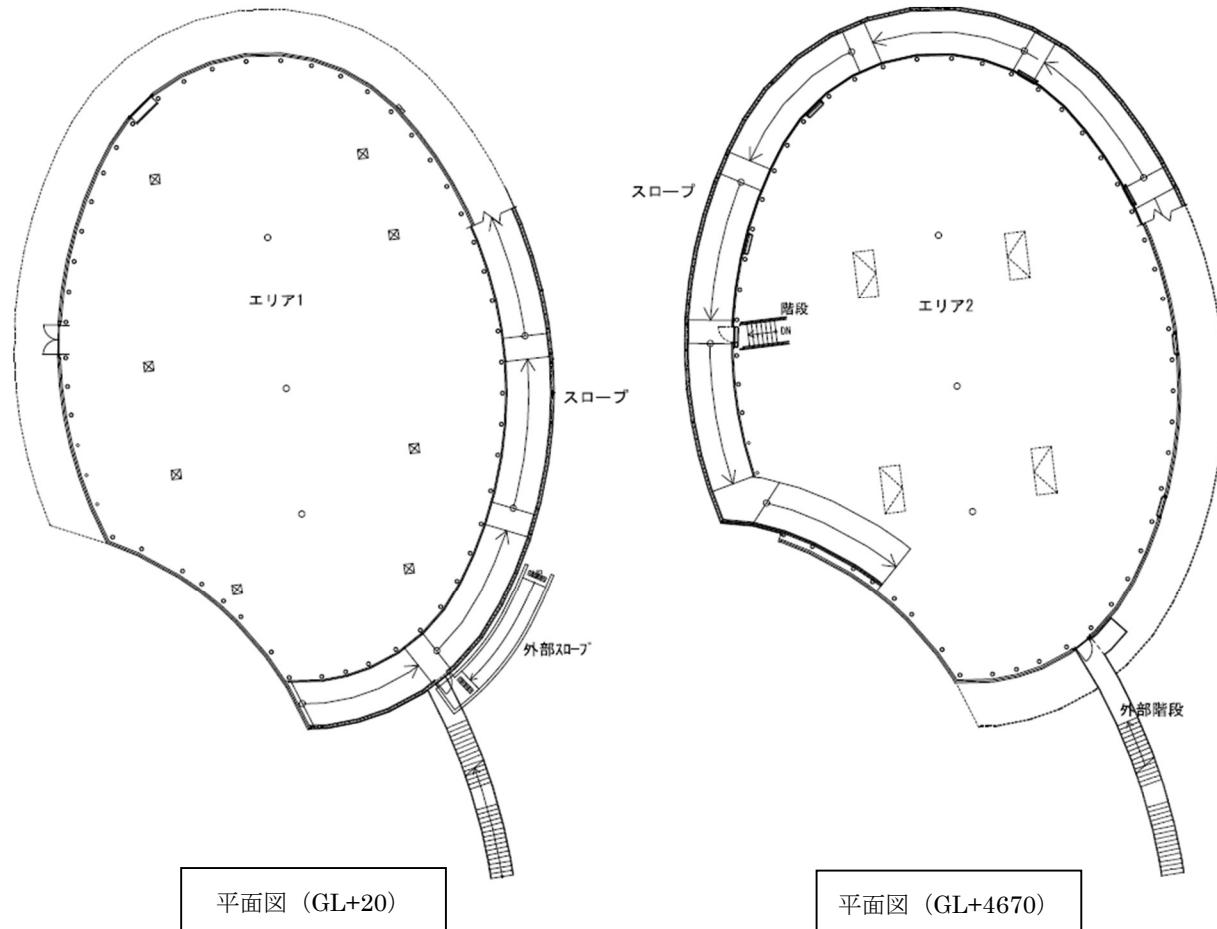
- ・ 都市計画区域：市街化区域
- ・ 用途地域：商業地域
- ・ 特別用途地区：国際観光地区
- ・ 建ぺい率：80%
- ・ 指定容積率：400%
- ・ 防火地域及び準防火地域：準防火地域
- ・ 下水道：排水区域内



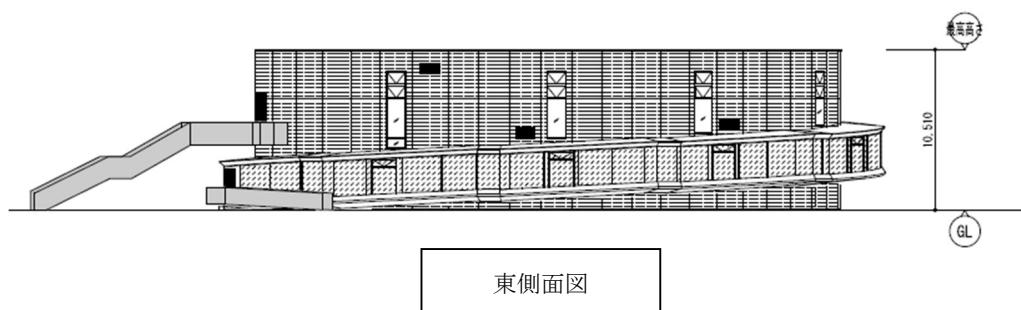
②売却対象準用工作物

- 所有者：公益社団法人 2025年日本国際博覧会大阪パビリオン
- 現況：もと大阪ヘルスケアパビリオン
  - ・ もと大阪ヘルスケアパビリオンは撤去工事中であり、一部を準用工作物として残置する予定
  - ・ 引き渡しは令和9（2027）年4月1日（売却対象土地と同時に引き渡し）を予定
- 延べ面積：約 2,200 m<sup>2</sup>（準用工作物部分の面積）
- 建築面積：約 1,200 m<sup>2</sup>（準用工作物部分の面積）
- 階数：地上2階
- 構造：鉄骨造
- 基礎：鉄筋コンクリート造（浮き基礎）

【準用工作物図】



北側面図



東側面図

※縮尺 A4 : 1/500

## **■主な参加資格**

### **①応募者**

単独企業又は複数の企業によって構成されるグループとします。また、当該事業を実施するにあたり本事業のみを行う特別目的会社の設立を予定している者も応募可能とします。

### **②参加資格要件**

国内外の過去 10 年間（平成 27（2015）年 1 月 1 日以降）に完成した大規模な（※）都市開発事業等の事業において、事業者としての参加の実績を有していることを参加資格要件とします（グループの場合は代表企業のみ）。

（※）「大規模な」とは、1 ヘクタール以上の事業を指します。なお、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく民間都市再生事業計画の認定を受けた認定事業者の場合、当該認定事業が 1 ヘクタールに満たない場合でも認めるものとします。

## **■公募条件の概要**

### **①大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンの土地利用**

- ・ 準用工作物を建築物として改修又は敷地内で移築し、その建物（以下「レガシー建物」という。）において、ヘルスケアパビリオンで大阪の強みを活かし展開する「先端医療」・「国際医療」・「ライフサイエンス」にかかる事業（以下「レガシー事業」という。）を実施するとともに、これらに係る情報発信を行うこととします。
- ・ レガシー事業を契約締結から 10 年以上実施することを求めます。
- ・ レガシー建物については、もと大阪ヘルスケアパビリオンの法定耐用年数である 38 年間が経過するまで（令和 44（2062）年 9 月まで）の利活用を求めます。
- ・ にぎわい創出の観点から、ホテル、オフィス、商業施設などを隣接して設け、レガシー建物と連携させながら一体的に運営することを求めます。

### **②夢洲第 2 期区域マスタープラン Ver.3.0 との整合性**

- ・ 売却対象土地に隣接する「公園・緑地等ゾーン」では、現在、府市において万博レガシーを将来世代へ継承する公園・緑地等として整備、維持管理することを検討していますが、今後公表される夢洲第 2 期区域マスタープラン Ver.3.0（案）においてその方向性を示し、その後、パブリック・コメントや議会議論を経て、令和 8 年春頃に策定する夢洲第 2 期区域マスタープラン Ver.3.0 において決定する予定です。
- ・ 計画提案については、夢洲第 2 期区域マスタープラン Ver.3.0（案）を基に検討を進め、最終的には夢洲第 2 期区域マスタープラン Ver.3.0 に沿ったものを求めます。

### **③その他売却対象土地に関すること**

- ・ 土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）に指定されており、建設工事で発生する建設残土の処分については、開発事業者の責任と負担により適切に行うこととし、基本的には夢洲内で処分とします。
- ・ 建設工事により発生した建設汚泥を処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、形質変更時要届出区域であることを踏まえ、開発事業者の責任と負担により適切に行うものとします。
- ・ 液状化する可能性もありますが、その対策が必要な場合、開発事業者の責任と負担により行うものとします。
- ・ 埋立地であるため地盤沈下が予想されますが、開発事業者の責任と負担により、必要な対策を行うものとします。

## **■開発事業予定者選定後の手続きに関する事項**

開発事業予定者と、基本協定、土地・準用工作物の売買契約を締結します。

## ①基本協定に関する主な事項

- ・契約締結から 10 年以上レガシー事業を実施すること
- ・令和 44（2062）年 9 月までレガシー建物を利活用すること
- ・建築確認前に「事業計画書」及び「建築計画書」を提出し、府市の承諾を得ること
- ・契約締結から 10 年間、年 1 回の事業報告を行うこと

## ②土地売買契約、準用工作物売買契約に関する主な事項

- 用途の制限
  - ・ 基本協定書を遵守すること
  - ・ 引渡しの日から 2 年以内に事業実施に必要な工事に着工すること
- 転売制限等
  - ・ 契約締結日から 10 年の間、土地の所有権を第三者に移転し、又は権利を設定してはならない
  - ・ 第三者に土地の所有権を移転、又は権利設定する場合には、土地売買契約の条項を承継しなければならない
- 契約解除、買戻特約（※）
  - ・ 開発事業者が、上記「用途の制限」及び「転売制限等」などに違反した場合は、契約解除や買戻特約により、所有権を戻すことができる
  - ・ 買戻し期間は契約締結日から 10 年間とする
- （※）買戻特約の設定期間を合わせるため、土地売買契約と準用工作物売買契約の締結を同時に行います。
- 違約金
  - ・ 開発事業者は、上記「用途の制限」及び「転売制限等」などに違反した場合は、違約金を支払わなければならぬ

## ■その他留意事項

実施要領の公表日までは、内容等に関する質問・お問い合わせにはお答えできません。

## ■関連資料等

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o030010220/bampakuyuchisuishin/osaka\\_pavilion/atochikatsuyozone.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o030010220/bampakuyuchisuishin/osaka_pavilion/atochikatsuyozone.html)

### 【問合せ先】

(大阪ヘルスケアパビリオンのレガシーの継承等に関すること)

万博推進局出展部出展企画課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O's 棟北館 4 階

電話：06-6690-7283

(土地に関すること)

大阪港湾局営業推進室販売促進課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル I T M 棟 10 階

電話番号：06-6615-7797